公

告

道路の供用の開始.....

(道

路 同

課 : · ::

(障害福祉課) ...

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表......

建設業者の許可の取消し......

県東

:

(総務学事課) ...

退

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞

告

示

目

次

道路の区域の変更

第三千二百六十六号

| | | 半成二 |
|-------|--------|------|
| (金曜日) | 七月二十三日 | 一十二年 |

アーチ調剤薬局油川店 青森市大字羽白字沢田三六の一三

青森県告示第四百九十二号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年八月二十二日まで青森県県土整

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 村 申 吾

示

青森県告示第四百九十一号

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、 次の

| 1 | | 番図 号面 |
|-----------------------------------|-----------------------|----------------|
| 国 | | 種道 |
| 道 | | 路類の |
| _ | | 路 |
| 八〇号 | | 線 |
| | | 名 |
| 青森市大字内真部字平岡九〇の二まで青森市大字清水字浜元四五の一から | | 变 |
| | | 更 |
| | | の |
| | | 区 |
| | | 間 |
| 後 | 前 | 前変 後更 別の |
| 一二・二〇メートルまで七・七〇メートルから | 一〇・〇〇メートルまで七・七〇メートルから | 敷地の幅員 |
| 六五・エ | 六五・元 | 敷地の |

五〇メートル

五〇メートル

延

長

第三号の規定により公示する。 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) がその指定を辞退したので、同法第六十九条

平成二十二年七月二十三日

名 称 所 青森県知事 在

Ξ

村

申

吾

地

年指 月辞

日退

平成三・

小

備部道路課において一般の縦覧に供する。 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

Ξ

青森県告示第四百九十三号

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年八月二十二日まで青森県県土整

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

| 二国八道〇号 | 路線名 |
|-----------------------------------|---------|
| 青森市大字内真部字平岡九〇の二まで青森市大字清水字浜元四五の一から | 供用開始の区間 |
| 平成三十三 | の 期 日始 |

告

公

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

況の概要を次のとおり公表する。 平成二十二年四月から同年六月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 Ξ

村

申

吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十二年七月二十三日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

商号又は名称 東北基礎工業株式会社

代表者の氏名 髙杉

主たる営業所の所在地 青森市松森三丁目一七の八

許可番号 青森県知事許可 (般 二〇) 第九八六六号

兀 Ξ

五

取消年月日 平成二十二年六月二十三日

取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十二年六月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)